

第13章 事後調査

13.1 環境影響評価法に基づく事後調査

環境影響評価法に基づく事後調査の内容は、表 13.1に示すとおりであり、実施主体は事業者です。

なお、表 13.1に示す以外の項目については、採用した予測手法の予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さいこと、また、採用した環境保全措置の効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さいことなどから、事後調査は実施しません。

表 13.1 (1) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素の区分	影響要因の区分			
水象	河川	道路（地表式又は掘割式、地下式）の存在、切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施	環境保全措置（観測修正法による最適な工法の採用）の内容をより詳細なものにするために実施	○地下水の水位 ○トンネル内の湧水量 ○河川等の流量	○調査期間 工事前、工事中及び完成後 ○調査地域 河川水と地下水が連続し、河床が自然溪流の河川等の周辺 ○調査方法 地下水観測孔による地下水の水位の観測、トンネル内で発生する湧水量の観測、河川等の流量の観測
	地下水	道路（地表式又は掘割式、地下式）の存在、切土工等又は既存の工作物の除去及びトンネル工事の実施	環境保全措置（観測修正法による最適な工法の採用）の内容をより詳細なものにするために実施	○地下水の水位 ○湧水の湧水量 ○トンネル内の湧水量 ○河川等の流量	○調査期間 工事前、工事中及び完成後 ○調査地域 4、5、6、7、10、11、13の湧水及びその周辺 ○調査方法 地下水観測孔による地下水の水位の観測、湧水の流量の観測、トンネル内で発生する湧水量の観測、河川等の流量の観測
動物	重要な種及び注目すべき生息地	道路（地表式又は掘割式、嵩上式、地下式）の存在、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置（工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング））の内容をより詳細なものにするために実施	○アオバズクの生息状況	○調査期間 工事前～工事中の調査対象の繁殖期を基本 ○調査地域 アオバズクの営巣地周辺（A地区） ○調査方法 直接観察による生息状況の確認

表 13.1 (2) 環境影響評価法に基づく事後調査の内容

環境要素の大区分	項目		実施理由	調査項目	調査内容
	環境要素の区分	影響要因の区分			
植物	重要な種及び群落	道路（地表式又は掘割式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置（重要な植物種の移植又は播種）の内容をより詳細なものにするために実施	○移植又は播種した植物の生育状況	○調査期間 各種の生活史及び生育特性等に応じて設定 ○調査範囲 移植又は播種を講じた植物の生育地（ミチノクフクジュソウ、スズサイコ、メハジキ、ホソバミズヒキモ、ヤナギモ、サガミトリゲモ、イトトリゲモ、ミクリ属、アオガヤツリ） ○調査方法 移植又は播種を講じた植物の生育状況（株数、形状・生育高、開花・結実状況等）、並びに生育環境の状況確認
生態系	地域を特徴づける生態系	道路（地表式又は掘割式、嵩上式、地下式）の存在、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施	環境保全措置（工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング））の内容をより詳細なものにするために実施	○アオバズク、フクロウの生息状況	○調査期間 工事前～工事中の調査対象の繁殖期を基本 ○調査地域 アオバズクの営巣地周辺（A地区） フクロウの営巣地周辺（C地区） ○調査方法 直接観察による生息状況の確認

13.2 長野県環境影響評価条例に基づく事後調査

長野県環境影響評価条例に基づく事後調査手続きを実施します。事後調査及び知事意見による調査の実施主体は、事業者です。調査等の項目及び手法については、関係機関と連携しながら事業実施段階で検討します。実施にあたっては、詳細計画確定後に条例に基づく事後調査計画書を作成します。